

新型コロナウイルス感染症に係る病児・病後児保育施設の受入方針についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年4月より病児・病後児保育施設では従来と異なる受入方針としています。令和3年10月中旬より市内一部病児・病後児保育施設で受入れ対象児童の拡大を実施することから、今後の基本方針をお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く間、下記の対応を行いますので、御理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 利用前の確認事項と基本的な受入方針について

(1) 同居家族等についての確認事項

新型コロナウイルス感染症流行下においては利用希望児童及び同居の家族が以下の各項に該当していないことを受入の条件とする。

ア 利用日を基準にして直近14日以内に、利用希望児童が通園・通学するクラスで、新型コロナウイルスの感染者が発生していないこと。

イ 利用日を基準にして直近14日以内に、利用希望児童及び同居の家族がともに、新型コロナウイルスの感染者と診断されていないこと。

ウ 利用日を基準にして直近14日以内に、利用希望児童及び同居の家族がともに、海外渡航歴がなく新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触していないこと。

エ 利用日を基準にして直近14日以内に、同居の家族に以下の症状がないこと。ただし、予約から利用の時点で軽快しており、同居の家族が通園・通勤などの通常の生活を送れていれば利用は可能。

(ア) 37.5度以上の発熱

(イ) 咳

(ウ) 鼻水

(エ) 咽頭痛

(オ) 強い倦怠感

(カ) 嗅覚味覚に関する異常

(キ) 嘔吐

(ク) 下痢

オ その他、施設長が確認を必要と判断する事項に該当しないこと。

## (2) 基本的な受入方針

受入方針を6段階に区分し、感染拡大の状況を考慮し段階的に受け入れ対象児童を拡大していくこととする。

第1段階：病児・病後児保育室を閉室とする。

第2段階：骨折等、外傷性の怪我、および皮膚疾患の場合利用可能

第3段階：直近24時間以内の発熱がなく(37.5度以下)医師の診察によって確定診断※を受けた場合利用可能。

第4段階：発熱がおおよそ38℃程度の病中回復期であり医師の診察によって確定診断を受けた場合利用可能。

第5段階：発熱が39℃未満の病中急性期であり医師の診察によって確定診断を受けた場合利用可能。

第6段階：新型コロナウイルス感染症流行以前の受け入れに戻す。

※ 病状通知書(市指定様式)により判断する。確定診断による預かり可能な病名、症状は施設により異なる。

## 2 指標に該当した場合の、臨時的な受入方針(感染拡大時等)

下記いずれかの状況が発生した場合は、対応する下記の指標による段階を適用する。適用期間は、指標の状況が発生している間とし、指標の状況が解除されるか、市長が認める場合は指標の状況が発生する前の基本的な受入方針に戻す。

また、下記に列挙する状況のうち、受入方針の異なる状況が同時期に発生した場合は、どちらの受入方針とするか市長が決定するものとする。

指標(1) 下記いずれかに該当する場合、受入方針を第1段階とする。

ア 国から保育施設・小学校の休園・休校を含む緊急事態宣言が発令された場合。

イ 職員における感染が発生し、最終勤務日から2日以内の発症等、施設に影響があると認められる場合。

ウ 児童における感染が発生し、施設への影響が見込まれる場合。

エ その他市長が認める場合。

指標(2) 下記いずれかに該当する場合、受入方針を第2段階とする。

ア 市が認可保育施設利用者に対して強い登園自粛要請を行った場合。

イ 国から保育施設・小学校の休園・休校を含まない緊急事態宣言が発令されていて感染状況が拡大している場合。ただし、感染状況が縮小方向にある場合は、受入方針を第3段階とする。

ウ その他市長が認める場合。